昭和40年5月1日　毎月1日・15日発行　大分市報　昭和24年5月23日（第三種郵便物認可）　第452号

大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
辛島　公一郎

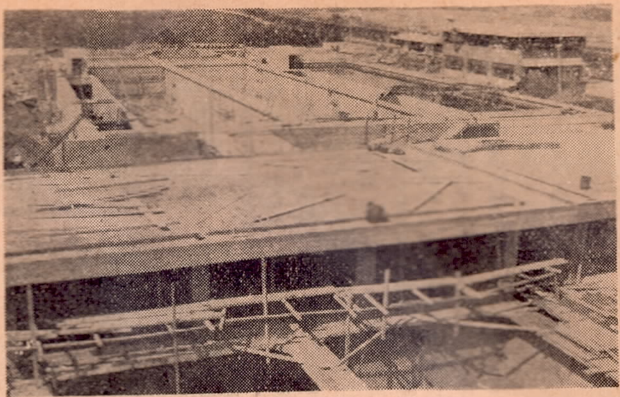

水不足解消を目指して

水の需要がふえる季節がやってきました。

今年度は、上水道第二次拡張事業（昭和36年から6ヶ年継続）の5年目の年にあたり約3億円の経費をかけて、光吉浄水場の拡張工事、高台地区の水圧の加圧強化、配水管の敷設工事などを進め水不足の解消に全力をあげてとり組んでいます。

（写真＝完成近い光吉浄水場）

光吉浄水場五月末に完成

給水能力は一日二十万人

大分地区上水場の現在の給水能力は一日四万トンで給水人口は約十四万人。夏などの水の需要がふえる時期になると水が足りなくなったり、水の出がわるくなったりしました。

そこで、市水道局では昭和四十二年までの推定給水人口十五万五千人の需要に応ずるため、昨年末から約二億二千万円の経費を投じて光吉浄水場の拡張工事をはじめました。

現在、工事はほとんどの主体工事も終り、新たに混和池を二つ、急速ろ過池を三つ、沈澱池を二つ設けるなど、給水施設は二倍近く拡張され、五月末には完成することになっています。

この拡張工事が完成すれば、光吉浄水場は全工事が完了し、給水能力は一日三万二千トンと増加し大道の三芳浄水場と合せて一日六万トンの水を給水することができます。

この六万トンの水は約二十万人の給水人口をまかなうことができ水不足はもう大丈夫といえそうです。さらに、市水道局では昭和四十四年の推定給水人口十八万人の需要を充分満たすように、昭和四十二年度に光吉浄水場をさらに一万八千トン増加し、一日の最配水量を七万八千トン、給水人口を二十六万人にする計画です。

高台には加圧ポンプを取りつける

大分地区には高台が多く、水道の水は多いのに水の出がわるいといった地区があります。

上白木、東八幡、桃園などの高台には予算のゆるす範囲内でポンプを設けるなど、それぞれ水圧の加圧設備をしてきました。

とくに水圧が低く、水の出がわるくなると予想される東八幡地区には、ことしの四月に十馬力から二十五馬力のポンプにとりかえ、高台地区の水圧を高めています。

水圧低下の根本的対策

人口の密集した市街地や高台地区は水の需要がふえてくると、どうしても水圧が低下し、水の出がわるくなることが予想されます。こうした水圧低下による水不足を根本的に解決するために、四十一二年度中に[illegible]尾森岡山に六千トンの配水池をもう一基築造することにしています。

写真＝新しく二十五馬力のポンプが設けられた東八幡加圧ポンプ所

配水管の敷設と漏水防止

家庭への配水を強化するために今年度は経費八千八百万円で、光吉浄水場から中心部と臨海工業地帯を含む東部一帯まで直径二十センチ～五十センチの配水管を敷設します。

また、昭和四十年度から向う五年間で有収水量の増加をはかるため、制水弁の点検や止水栓の整備を行い、巡回班を組織して漏水探知器をフルに活用して損傷した配水管からの漏水を徹底的に防止することにしています。

機械購入資金を貸付け

無利子で百万円まで

市では市内工場の設備近代化を図るため、機械購入資金の貸付を本年度も近く行うことになりました。（県が行う設備近代化資金も五月上旬に募集する予定です。この貸付を希望する工場は早めに市商工課工業係までご連絡ください）。なお市、県設備近代化資金貸付制度の説明会を五月十日午後一時から商工会館で開きます。借入れを希望する工場は必らず出席してください。申込みは説明会終了後一週間以内に市商工課工業係で受付けます。

◇―貸付の対象―◇

この資金は直接生産、加工、修理のため新しく購入する機械を対象に貸付けます。したがって工場建物などは対象になりません。

◇―貸付の条件―◇

貸付を受けることができるのは次の条件をそなえている方です

①市内に事業所を有すること。

②設備を市内に設置して使用すること。

③引続き三年以上同一事業を営んでいること。

④市の行う企業診断を受け、その結果企業の合理化や設備近代化の必要を認められたもの。

◇―貸付金の限度―◇

この資金の貸付限度は百万円で利息は無利子、返済は五ケ年以内で一年据置です。

寄付のお礼

大分市社会福祉協議会では次の方々からご寄付いただきました。紙上を通じて厚くお礼申上げます

◇香典返し寄付

府内町一丁目6ノ12　光来出忠吾殿
王子町二丁目七組　植木太四郎殿
大石町二組　吉野　初子殿
市内高松　牧　善兵衛殿
豊町一丁目七ノ七　吉田百合子殿
錦町二ノ一二三五　池辺　恭郎殿
南王子町三丁目　児玉　武夫殿
金池町二丁目八ノ20　長村モモヨ殿
王子町三丁目　二宮　貞雄殿
大字原四組　池永　一実殿
東春日町六ノ二五　麻生　義明殿
鶴崎　姫野　宏殿
鶴崎　惣川　兼士殿
中島中央町一丁目　執行　豊殿
鶴崎　入部　豊殿
下戸次　村上　和[illegible]殿
大字上宗方　井原　正一殿
大字佐野　陸丸　一夫殿
羽田十一組　半吉　[illegible]殿
大字屋山　藤野　修一殿
大字里　笹野　正[illegible]殿
大字一木　東　[illegible]殿
大字市　戸上　[illegible]殿
大字横瀬一〇七二　牧野　正殿
錦町三丁目四ノ42　西田　[illegible]殿
大字田中二組　[illegible]殿
大字中尾　[illegible]殿
大字下宗方　[illegible]殿
大字高瀬　[illegible]殿

◇　指定寄付

大石町二組吉野初子さんはご主人の香典返しにかえて[illegible]園へ、また大分港四組[illegible]さん、[illegible]二ノ五渡辺猛さん、[illegible]ラ子さんからも[illegible]へとそれぞれ寄付されました。また大分市草本利恒さん、三佐高杉実右衛門さんは社会施設洗心保育園へと寄付されました。

◎訂正…四月一日発行のこの欄で大分市中央町二丁目矢野一殿は、矢野博久殿のまちがいでしたので訂正しておわびします。

大分地区

ポリオ生ワクチンを投与します

大分地区でつぎのとおりポリオ生ワクチン投与を行います。

①対象者　○三十九年七月一日から四十年一月三十一日までの出生者　○三十九年二月一日から三十九年六月三十日までの出生者で一回服用したもの

②日程　○五月十八日、東大分小学校（日吉、[illegible]、東大分）津留小学校（[illegible]）[illegible]尾幼稚園（滝尾）○五月十九日は、春日小学校（春日、八幡、神崎）南大分中学校（南大分）大道幼稚園（大道）中島小学校（荷揚、中島、[illegible]）

（　）内は該当校区、時間は午後二時～三時半

③料金　一人五十円、ただし保護者の昨年度の住民税が均等割以下または非課税および生活保護家庭は免除になりますので、証明になるものをご持参下さい

④つぎの症状のある方は投与できません　○発熱、下痢、心臓血管の疾患にかかっている者　○重症の結核患者、病後衰弱者、著しい栄養障害者　○種痘接種後二週間を経過しない者　○その他医師が投与を不適当と認めた者。

配給通帳がかわります

五月一日から

現在使用している米の配給通帳は今年度の十一月三十日までとなっていますが、配給制度の一部改正で五月一日から新しい通帳を使用することになりました。新通帳は五月一日から二十日までの間に大分地区の方は自治委員宅で、他地区は各支所で交付します。旧通帳と印鑑を持参の上受領して下さい。この期間をすぎた後は自治委員宅で交付できません。この場合は自治委員から通帳交付証明書をもらって市役所市民課で切替えの手続きをして下さい。なお新通帳による米の受配は現在登録している登録店以外ではできません。また転入手続きをしてない方には新通帳の交付ができませんので、この機会に必らず転入手続きをすませて、新通帳の交付を受けて下さい。

巡回行政相談所を開く

大分行政監察局では、つぎの日程で巡回行政相談所を開いて、みなさんが役所の仕事について、日頃不平、不満に思っていることを承わり、これを関係の役所に連絡するなど、あっせん解決します。

例えば、農地開拓、農業共済、恩給、遺族年金、国民年金、国保、道路、河川、労働災害、登記その他役所の仕事のことならなんでも無料で相談に応じます。気軽くご利用下さい。

◎五月十七日　稙田中央公民館
◎五月十八日　賀来公民館
◎五月十九日　東稙田公民館
時間は午前九時から午後四時まで

―赤十字運動月間―

1戸に1人は赤十字社員に加入しましょう

毎年五月一日から三十一日までは赤十字の運動月間です。

市では、この運動月間中「各戸から一人は赤十字社員に加入する運動」を進めています。また、自治委員さんを通じて、ひとりでも多くの人が赤十字社員に加入していただくよう呼びかけるとともに社員の方々には社費のお願いにあがります。[illegible]以上の社費を拠出して下さいますようお願いします。

日本赤十字社の果している役割

△博愛、人道、平和のために

日本赤十字社は、世界百[illegible]ケ国の赤十字社と手をつないで博愛、人道、平和のためにいろいろな赤十字事業をつづけています。[illegible]発国の医療援護、北鮮帰還業務、血液銀行の事業、[illegible]の近代化、無料巡回診療など国際的にも国内でも活躍がつづけられています。

△事業をささえる力

赤十字社の財源は社員の拠金と個人、団体からの篤志寄付が主なもので、社員みなさんひとりひとりが赤十字事業をささえる力となっています。社員に加入し、社費を納めることは、やがては世界の平和へつながる重要な役割を果たすことになるわけです。世界の平和と人類の幸福のため、赤十字社では多くの方が社員に加入するようお願いしています。

△赤十字社員になるには

日本赤十字社は一定の社費を納める社員によって組織されている特殊な法人で、個人だけでなく会社や団体なども法人として社員になれます。

国勢調査の標語とポスターを募集

総理府統計局では十月一日現在で調査する第十回国勢調査の宣伝用のポスターと標語を募集しています。ポスターの部は一般、中学、小学の三部に分れ、締切りは五月三十一日まで、標語は郵便はがき一枚に一点を記入し、締切りは五月十五日まで、入賞者には賞金を贈ります。くわしくは県企画部統計調査課にお問い合せ下さい。

土地の立入調査

国鉄下関工事局では、日豊本線電化計画のため四月二十日～四十一年三月三十一日まで次の区域の土地立入測量を行ないます。ご協力下さい。

市内大字下郡―下ツル、天神前、有岡、高畠、小[illegible]、寺小路、[illegible]、尻込
市内大字牧―平畠、森、中屋敷、村木、天神面、小店、園田、陣内、門田、安藤、森ケ畠

街路灯の取付けサービスのご利用を

最近は、市民の方のご理解とご協力で、商店街を中心に周辺地区も照明がかなり行届いてきましたが、住宅街や都市の周辺部ではまだまだ不充分でいろんな犯罪や交通事故の原因にもなっています。

九州電力では、これらの犯罪や事故を防止するため、今年もつぎのような街路灯取付サービスを行なっています。街路灯を取付ける方や、町内会は市土木課または九電を通して「街路灯取付サービス」をご利用下さい。

街路灯取付サービス

つぎの街路灯を設置すると工事費補助券または灯具などを差しあげます。

①公共街路灯　○従量制―一灯につき百円の工事費補助券　○水銀灯―百Wにつき四百円の工事費補助券　○定額四十W以上―自動点滅器を会社負担で取付ける。

②定額街路灯　○白熱電球―灯具と街灯用電球を進呈（灯具不要の方は三百円の工事費補助券）

韓国親善使節団員を募集

日本交通公社では、日韓国交復交記念第一回韓国親善使節団を募集しています。団費六万五千円、参加希望者は戸籍抄本一通、写真四枚、申込金五千円をそえて五月末までに日本交通公社海外旅行別府営業所（電②二一七一）にお申し込み下さい。出発は七月二十一日で七月二十七日に帰国。くわしくは同営業所にお問い合せ下さい

大分市の人口

昭和40年4月1日現在

地区名	戸数	世帯数	人口		
			男	女	計
大分　地区	28,818	33,723	68,151	74,604	142,755
鶴崎　〃	5,572	6,082	14,617	15,486	30,103
大南　〃	3,338	3,493	8.512	9,012	17,524
稙田　〃	2,879	2,906	6.823	7,369	14,192
大在　〃	1,359	1.831	3,696	4,271	7,967
坂ノ市　〃	2,910	2.966	6,199	7,034	13,233
総計	44.876	51.001	107,998	117,776	225,774
前月比増減	＋155	＋355	－142	＋118	－24

初夏の宮島・江田島　海上ハイク　会員募集

後援　大分市観光協会
主催　大分海陸運送株式会社
期日　六月五日～七日
コース　別府観光港発（二一・〇〇）船中泊～宮島見学～江田島旧海軍兵学校見学～広島見学～広島港発（二一・〇〇）船中泊～別府着（六・三〇）
料金　大人　三、三五〇円
　　　小人　二、六五〇円
申込先　生石大分サービス・ステーション②三二五六
　　　　昭和通り関西汽船大分案内所②六三八九

悪質な交通事故が増加

ひき逃げを見たら

車の番号特徴をたしかめよう

なんの罪も[illegible]人をあっというまに、はねとばして[illegible]

[illegible]、その犯人の大部分は現場にいた方やその他の方々の協力で検挙できました。

[illegible]一刻も早く近く[illegible]所または警[illegible]一一〇番または交通[illegible]に知らせたり、車の後をつけるなどできるだけ被害者やその家族の身になって犯人検挙に進んでご協力ください。

昨年県下で百十六人がひき逃げ[illegible]

ひき逃げをする車は無免許、よっぱらい運転、スピード違反の車が多く、犯人の逮捕にはどうしても市民みなさんの協力が必要です。

最近大分市の周辺は車両の急激な増加で、交通事故が続発しており、その中にはひき逃げやあて逃げをするという悪質な車も時たまあります。

今後は「事故を見たらひき逃げ」と思うくらいの関心と注意をはらっていただき〃みんなでひき逃げは許さない〃という心構えで、特別のご協力を願います。

警察でも協力をいただく方々のため少しでも便利なように、車両番号を見やすくしたり、車の後部に所有者の名前または商号をはっきりと書くよう関係方面にお願いしています。憎むべき悲惨な交通事故をみんなの手でなくし、明るい大分の街づくりに協力しましょう。

×　×　×

待つ一秒
ゆずる一歩で
事故はゼロ

写真　上…モデルを使ったひき逃げ犯人の捜査訓練
写真　下…列車にはねられめちゃめちゃになった自動車

国民健康保険

交通事故による健康保険利用上の注意

最近は交通戦争といわれるほど交通事故が増加し、事故により負傷する方が多くなっています。

もともと交通事故など第三者の行為により負傷したときは、当然その加害者が治療費などを損害賠償として支払うべきものので、被保険者の納付した保険料や保険税から支払うべきものではありません。ですから被害者が保険で治療をうけると保険者が負担した額を第三者である加害者に対し請求することになります。このため示談をした後、加害者に[illegible]に保険（県保険課や市の国民健康保険）から請求されることになり意外に思はれる例が多いようです。

損害賠償の示談の場合多くは被害者の治療費を健康保険などで支払い、その一部負担金等患者負担については、賠償を行うとりきめをされておりますが、保険で支払う分の賠償もしなければなりません。しかしこれが放置されていますので十分ご留意ください。

なお今後交通事故などによる負傷のため、治療を受けるとき、国民健康保険や健康保険（共済組合、日雇労働者健康保険等すべて準ずる）をつかう場合は必らず、市役所国民健康保険課等関係保険機関に保険の記号、番号、氏名など必要事項を連絡してください。

第14回　働らく年少者の生活文募集

労働省で[illegible]は二十四[illegible]や働らく生活の体験を通じて[illegible]想、考えなどを生活文として[illegible]する機会を与え、その生活[illegible]覚を促し、より健全なるゆとり[illegible]機とするとともに、使用者をはじめ一般の認識と理解を深めて、働く年少者の保護、福祉の向上に資することを目的として行われるものです。

[illegible]は自由ですができるだけ次のうちから選んでください

[illegible]と職業

[illegible]生活と創意工夫

[illegible]生活と私の生活

応募資格は昭和二十二年四月一日以後に生れた働らく年少者となっています。応募希望者は四百字詰原稿用紙六枚以内にまとめ、氏名（よりがな）、生年月日、現住所、自分のしている仕事、勤務先の名称、所在地、産業の種類などを明記して六月十日までに大分市大手町三丁目二ノ七　大分婦人少年室（電②四〇二五）へ送ってください。

福祉年金を受けている方は　所得状況届を

福祉年金（老令、障害、母子）を受けている方は、昭和三十九年度中の本人、配偶者、扶養義務者の所得状況届を市を経由して[illegible]事に届出なければなりません。

三十九年度の福祉年金[illegible]は五月六日から郵便局で支払われます。受領後直ちに印鑑と証書を持参の上市社会課、または支所民生課へ届の手続をしてください。

◎児童扶養手当を受けている方へ

児童扶養手当を受けている人は昭和三十九年度の所得状況届を県知事に届出なければなりません。五月六日受領後直ちに印鑑と証書を持参の上市社会課、または支所民生課で手続をしてください。この所得状況届を提出しないと九月期の受領ができなくなります。

[illegible]昭和四十年度国民年金保険料免除の申請を希望される方へ

国民年金保険料の免除申請は毎年度ごとに申請するようになっております。生活が苦しいため四十年度の保険料を納めることができない方、また昨年免除の取扱いを受けた方も今年新しく申請しなければ免除されません。希望される方は早急に年金手帳と印鑑を持って市社会課、支所民生課で申請手続をして下さい。

×　×　×

中央婦人学級を開く

中央公民館では五月十八日午後一時（毎月一回）から「中央婦人学級」を開きます。学習内容は

・繊維、洗剤の知識と使い方
・食物の科学、料理実習
・新聞経済欄の読み方
・家計簿の記入法

五月六日から受付、定員五十名に達したら締切ります。参加ご希望の方は中央公民館（金池町三丁目電②四九三八）に申し込んでください。

滝尾地区　共同防除施設が完成

中尾柑橘防除組合

滝尾地区中尾山に中尾柑橘防除組合が建設したみかん園共同防除施設（総工費百六十万円）がこのほど完成、四月二十日現地で市経済部長、農政課長ら関係者二十数名が参加して竣工式が行われました。

この施設は機械室、タンク四槽倉庫などからなり、タンクで害虫防除の薬剤を混合し、その薬液はみかん園全域に縦横に走る合成樹脂のパイプ（地面に固定）を伝わり、末端まで流れていきます。パイプの二十五メートル毎に薬液を取り出すコックとノズルがついており、それにゴムホースを接続して散布作業を行うわけです。

今までは山の段々畑まで桶で薬液を運び上げるため大変な労力を必要としましたがこんどできた施設を利用すると、およそ五時間ばかりで全園くまなく作業が終るほど合理化されました。

中尾柑橘防除組合は十名の組合員（合わせて六町歩）で構成されており、組合長友永由彦さんを中心にがっちりまとまり、各自がそれぞれ責任分担をもって民主的に運営されています。

今後は小型無線機などを購入して一層の機動力をもたせ、現在の六町歩から十町歩にまで拡張しようと話し合っています。

完成した防除施設

×　×　×

ご存知ですか「税の相談日」

毎月五の日（五日、十五日、二十五日）は「税の相談日」です。この日はどこの税務署でも税に関するすべてのご相談を承っています。匿名相談を原則としていますから、気がるにおいでください。

△昼休み時間がかわる

昼休み時間は、今まで十二時十五分～十三時十五分まででしたが本年四月一日から十二時～十三時までと変りましたのでお知らせします。（大分税務署）

◇憲法週間◇

無料法律相談所を開く

大分地方裁判所では五月一日から七日までの一週間、憲法週間の記念行事を次のとおり行ないます。

◎無料法律相談所の開設

五月六日午前十時～十二時までと午後一時～三時まで、大分地方裁判所会議室で法律問題全般にわたって相談に応じます。

◎講演

五月一日～七日まで（日曜祭日を除く）市内の婦人会、学校などの諸団体から希望があれば、裁判官、検察官、弁護士が出張講演（無料）することになっています。

このほか週間中は、裁判所の見学傍聴など行ないますのでぜひ一度おいでください。

鶴崎地区

種とうの予防接種

鶴崎地区で種とうの予防接種を五月十八日から次の日程で行います。㋑生後二ケ月～十二ケ月の未接種の乳児　㋺小学校入学六ケ月前の幼児は必らずもよりの場所で受けてください。料金は二〇円、ただし有熱患者・心臓血管系腎臓肝臓に疾患のある者、糖尿病・脚気患者・アレルギー体質・病後の衰弱者・栄養障害者、まん性皮膚病の方は接種できません。接種時間はいづれも午後二時～四時までただし松岡地区のみ午後一時三十分～三時三十分です。

日定表

場所	接種日	検診日
三佐小学校	5.18	5.25
別保〃	5.18	5.25
高田〃	5.19	5.26
川添〃	5.19	5.26
明治〃	5.20	5.27
松岡〃	5.20	5.27
鶴崎公民館	5.21	5.28

青年学級を開く

市教育委員会では勤労に従事している青年または従事しようとする青年を対象に、生活に即した一般教養や職業生活に必要な技術などの学習をねらいとして昭和四十年度の青年学級を開きます。この学級は四月から始まり来年の三月まで開かれます。参加資格は市内在住の青年であれば男女を問いません。教室は毎週一回二時間（曜日と時間は各学級ごとにきめる）で費用は無料です。参加希望者は氏名、年令、住所、勤務先を中央第一第二青年学級は市教育委員会社会教育課、他の地区の青年学級は各地区公民館にご連絡ください

・中央第一青年学級	中島小学校
・中央第二〃	中央公民館
・戸次〃	戸次〃
・判田〃	判田〃
・竹中〃	竹中〃
・吉野〃	吉野〃
・稙田〃	稙田〃
・東稙田〃	東稙田〃
・賀来〃	賀来〃

窓口はこちらです

市民便利帳

市民課の巻　その2

戸籍関係事務

戸籍は人の出生から死亡までの身分関係を登録し、これを公証するものであることはご承知のとおりです。また現在の戸籍は、親子単位、夫婦単位、単身者というように分解しています。したがって親と子が在籍する戸籍で、子は婚姻によって親の戸籍から分れ、夫婦について新戸籍ができます。

では前号で戸籍の届出の一部をご案内しましたが、次の届を簡単に説明しましょう。

◇—分籍届—◇

この届は成年者に限られ、かつ戸籍の筆頭者およびその配偶者以外の者となっています。すなわち成年の単身者をつくることになりますが、単身者でも婚姻すれば当然分籍するので、急いで分籍をする必要はないわけです。現在この届はごく僅かです。また一旦分籍すると親の戸籍にかえることはできません。

◇—入籍届—◇

旧法では親族入籍や引取入籍といって広く活用されていましたが現行法では、子の氏が父母またはその一方と異にしている場合に限られ、子が親の氏を称したいというときに、家庭裁判所の許可を得て子が親の戸籍に入籍する届出です。その場合審判書の謄本が必要です。子が十五才未満のときは法定代理人が代ってその手続をします。

◇—親権に関する各届—◇

未成年の子の親権は、父母が婚姻中は共同で行ない、その一方が欠けたときは、他の一方が親権を行ないます。父母が離婚するとき、未成年の子については、父母の協議で一方に親権を定め、その旨を離婚届に記載することになります。ここで親権に関する届の場合は①子の親権について父母の協議ができないとき、②親権者を他の一方に変更するとき、③親権を回復したいとき、④親権を辞任したいとき、いづれも家庭裁判所の審判を受けること。そしてその審判書を添えて届出します。（届出期間は審判確定より十日以内）

◇—後見各届—◇

親権者のない未成年者や禁治産者には、利害関係人の請求によって家庭裁判所が後見人を選任します。そのときは審判書の謄本を添えて、後見開始届出をします。後見人更迭の場合はその届を、後見の任務が終了したときは後見終了届をします。（届出期間は告知の日から十日以内）

◇—就籍届—◇

日本人である以上、全員が戸籍に記載されている建前のところ、届出てなかったり、日本人でありながら戸籍に記載されていない者については家庭裁判所の許可があれば、その許可書の謄本を添えて就籍届をします。（届出期間は審判確定より十日以内）

◇—氏、名の変更届—◇

氏の変更は「止むを得ない事由」とされ、名の変更は「正当の事由」のある場合とされています。いづれも家庭裁判所の許可が必要です。許可書の謄本を添えて届出をします。（届出期間なし）

◇—氏、名の文字の訂正について—◇

戸籍に記載されている氏や名の文字が誤字であったり、また俗字でかかれていたり、また原字のため当用漢字や字体表（略字）の文字に訂正したいという場合は、本人からの申出によって訂正ができる場合があります。このことについて詳しいことは、市民課戸籍係（本庁、鶴崎支所）市民係（各支所）にご相談ください

（次号は住民登録についてご案内します）